

網走市男女共同参画プラン

ひと ひと
女と男がいきいきと暮らすまち



網 走 市

■ はじめに

21世紀の初頭を迎え、少子・高齢化、社会経済情勢の変化が進む中で、真に豊かな社会を築くためには、女性と男性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題となっております。

我が国では平成8（1996）年に男女共同参画社会の形成に向けて「男女共同参画2000年プラン」を策定し、平成11（1999）年には男女共同参画社会基本法を制定するなど、積極的な取り組みが始まっております。

網走市におきましては、「網走市総合計画」の中に男女共同参画社会を掲げ、女性がその能力や個性を發揮できるような環境づくりと、女性の社会参加や学習活動などを進めてまいりました。

しかし、依然として人々の意識や慣習、社会的な仕組みを見ると、性別役割分担意識による男女間の格差は是正されていない状況にあります。

今、新しい時代の起点に立ち、網走市が男女共同参画社会実現のために、市民と行政が一体となって取り組むための具体的な道筋を示す「網走市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

このプランは、社会のあらゆる場面において、男女が共に同じ立場で参画し持てる力を十分に發揮できる豊かな社会づくりのために、現代を生きる私たちの役割を提唱しています。

今後は、市民参画で策定したこのプランを、実効あるものとし、すべての人がいきいきと暮らせるように、市民の皆様とともに一步一步着実に推進してまいります。

男女共同参画社会の実現は、行政のみならず市民、民間団体、企業の皆様の積極的な参画と協力があつてこそ達成されるものと考えており、より一層のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

最後になりましたが、プラン策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「網走市男女共同参画プラン検討会議」委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様から心からお礼を申し上げます。

平成14年3月

網走市長 大 場 脩

目 次

はじめに

第1章 プラン策定の背景	1
1. プラン策定の趣旨	1
2. 世界の動き	1
3. 国・北海道の動き	2
4. 網走市の取り組み	2
第2章 プランの基本的な考え方	3
1. 基本理念と目標	3
2. プランの性格	3
3. プランの期間	4
4. プランの体系	5
第3章 プランの内容	
基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識の変革	7
基本方向1 男女共同参画の啓発の推進	8
基本方向2 男女平等の視点に立った教育の推進	10
基本方向3 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透	13
基本目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進	15
基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	16
基本方向2 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援	18
基本方向3 就労等の場における男女平等の確保	20
基本方向4 農林水産業や商工業等自営業における男女共同参画の促進	23
基本方向5 地域社会における男女共同参画の促進	24
基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備	27
基本方向1 生涯各期に対応した学習の推進	28
基本方向2 生涯にわたる健康づくりの推進	30
基本方向3 高齢者・障害者（児）が安心して暮らせる環境の整備	31
基本目標Ⅳ 女性や子どもへの暴力のない社会をめざして	33

第4章 プランの推進 35

資 料

- (1) 「網走市男女共同参画プラン検討会議」審議経過・委員名簿 37
- (2) 男女共同参画に関するあゆみ 39
- (3) 日本国憲法（抜粋） 41
- (4) 男女共同参画社会基本法（抜粋） 43
- (5) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋） 47
- (6) 雇用の分野における男女の均等な機会
及び待遇の確保等に関する法律（抜粋） 54

第1章

プラン策定の背景

- プラン策定の趣旨
- 世界の動き
- 国・北海道の動き
- 網走市の取り組み

■ 第1章 プラン策定の背景

1. プラン策定の趣旨

昭和21（1946）年に公布された日本国憲法では、すべての国民に基本的人権の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取り組みは昭和54（1979）年に採択された女子差別撤廃条約を軸とした国際社会における動きとも連動しつつ進められ、昭和60（1985）年の男女雇用機会均等法の制定、平成11（1999）年の男女共同参画社会基本法の制定など、法律や制度上では大きく前進してきました。

しかし、いまだに人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には、女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方に基づくものが見られ、女性や男性の多様な生き方を阻害している場合が見られます。また、少子高齢化、情報化、国際化などの急速な進展により経済・社会環境が大きく変化してきており、人々の価値観や生き方、家族形態など女性を取り巻く環境も大きな転換期を迎えています。

豊かで安心できる21世紀を築いていくためには、女性の社会参画が求められており、女性も男性も一人ひとりが対等なパートナーとしてあらゆる分野で個性と能力を發揮して、共に支え合い、責任を担っていく男女共同参画社会の実現が重要課題となっています。

今後、網走市における男女共同参画社会を推進していくためには、市民、民間団体、企業及び国や北海道等と相互に連携し、その協力を得ながら各種施策を推進していく必要があることから、網走市が取り組むべき具体的な道筋を示す「網走市男女共同参画プラン」を策定いたします。

2. 世界の動き

国連では、昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定め、それに続く昭和51（1976）年から10年間を「国際婦人の十年」として「平等・開発・平和」という目標達成のため各国で女性の地位向上を目指した活発な活動が展開されるようになりました。

昭和54（1979）年には国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、女性に対する差別を撤廃し、男女平等を実現するための世界的な取り組みが展開されましたが、さらにそれを強化するために、平成7（1995）年9月に「第4回世界女性会議」が北京で開催され、「女性の権利は人権である」ことを確認した「北京宣言・行動綱領」が採択され、女性のエンパワーメント〔力をつけること〕のためのアジェンダ〔予定表〕と位置付けられました。

平成12（2000）年6月には、「北京行動綱領」を見直すための国連特別総会「国連女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマに、これからの行動指針となる政治宣言と成果文書が採択されました。

3. 国・北海道の動き

戦後、一連の改革の中で婦人参政権が実現するとともに、昭和21（1946）年に制定された日本国憲法に基づき、家族や教育制度など、女性の地位向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記されたことにより、女性の法制上の地位は抜本的に改善されました。

昭和50（1975）年には婦人問題企画推進本部を設置して、「国内行動計画」の策定など、国際婦人年を契機とした女性の地位向上への取り組み、昭和56（1977）年には女子差別撤廃条約の批准にともない男女雇用機会均等法の制定や民法、国籍法などの改正が行われてきました。

平成6（1994）年に総理府に男女共同参画室が設置され、平成8（1996）年には内閣総理大臣の諮問機関として設置された男女共同参画審議会の答申である男女共同参画ビジョンを受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、このプランを受けて男女雇用機会均等法の改正、介護保険法、食料・農業・農村基本法の制定など体制の強化が図られました。

平成11（1999）年6月に男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念や国などの責務、施策の基本となる事項を定めた「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに伴い「男女共同参画2000年プラン」に代わる新たな「男女共同参画基本計画」が平成12（2000）年に策定されています。

北海道においては、昭和53（1978）年に「北海道婦人行動計画」が、昭和62（1987）年に「北海道女性の自立プラン」を策定され、さらに平成9（1997）年には男女共同参画社会の形成を目指す道の姿勢や役割を明確にした「北海道男女共同参画プラン」が策定されました。

平成12（2000）年には男女共同参画社会基本法の制定を受け、より一層の積極的な取り組みを行うため「北海道男女平等参画推進条例」が制定されています。

4. 網走市の取り組み

網走市では、平成10（1998）年に策定した「網走市総合計画」の中に「健康で思いやりのある地域社会づくり」の実現に向けた7つの基本目標の一つとして「男女共同参画社会」を掲げ、女性がその能力や個性を發揮できるような環境づくりと、女性の社会参加や学習活動などを積極的に進め、男女共同参画社会を実現していくことをうたっています。

男女共同参画社会基本法の制定により、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本計画策定に向けて、有識者や公募市民による「網走市男女共同参画プラン検討会議」を平成13（2001）年2月に設置され、基本計画に盛り込むべき内容について検討を重ねてきました。

同年12月に同検討会議から提出された「網走市男女共同参画プラン策定に向けての提言」を踏まえ、庁内で組織する「網走市男女共同参画プラン庁内検討委員会」で、検討を重ね、この「網走市男女共同参画プラン」を策定しました。

第2章

プランの基本的な考え方

- 基本理念と目標
- プランの性格
- プランの期間
- プランの体系

■ 第2章 プランの基本的な考え方

1. 基本理念と目標

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進していくことを目的としたものです。

この基本法の制定は、21世紀に向けた新しい社会の構築の出発点でもあり、男女共同参画社会は「女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会」としており、そうした男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示すものが法に基づく基本計画です。

市民一人ひとりの個性と自主性が尊重され、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に等しく参画し、責任を担い、持てる力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が望まれています。そのためには「実質的な男女平等」の確立を根幹として、根気よく啓発を繰り返し、社会全体に男女平等意識の醸成を図っていく必要があります。

男女共同参画社会では、市民一人ひとりが、どんな環境にあっても、精神的、経済的、生活的な面などにおいて、自らの生き方を主体的に選択し、個人の責任において決定できる力を養うとともに、個人の意思に基づいた選択ができる社会的な環境を整える必要があります。

以上のことを考慮し、基本的な理念を「男女平等」と「人権の尊重」に置き、「女と男がいきいきと暮らすまち」をめざした基本目標を次のとおり定めます。

基本目標

- I 男女共同参画の実現に向けた意識の変革
- II 家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進
- III 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備
- IV 女性や子どもへの暴力のない社会をめざして

2. プランの性格

- (1) このプランは、「網走市男女共同参画プラン検討会議」から提出された「網走市男女共同参画プラン策定に向けての提言」の趣旨を尊重して策定したものです。
- (2) 男女共同参加社会の実現は、ひとり行政機関の職員の心がけや努力だけにかかるものではなく、また、行政機関が市民にサービスを提供することで実現できるものではありません。このプランは、網走市を構成する市民、民間団体、企業、行政など全ての者がそれぞれの役割を担い、一体となってプランに即した取り組みを推進していく上での指針となるものです。

-
- (3) このプランは、「網走市総合計画」を始めとする各種計画の整合を図って策定したものです。
- (4) このプランは、国の「男女共同参画社会基本法」の理念を尊重するとともに、国の「男女共同参画基本計画」及び道の「北海道男女共同参画プラン」の考え方を踏まえて策定したものです。
- (5) このプランの推進に当たっては、社会情勢の変化に対応した適切な施策を推進するため、プラン期間の中間年に見直しを行うとともに、毎年度、進捗状況の評価、点検を行います。

3. プランの期間

このプランの期間は、平成14年度（2002年度）から平成23年度（2011年度）までの10年間とします。

■男女共同参画社会基本法

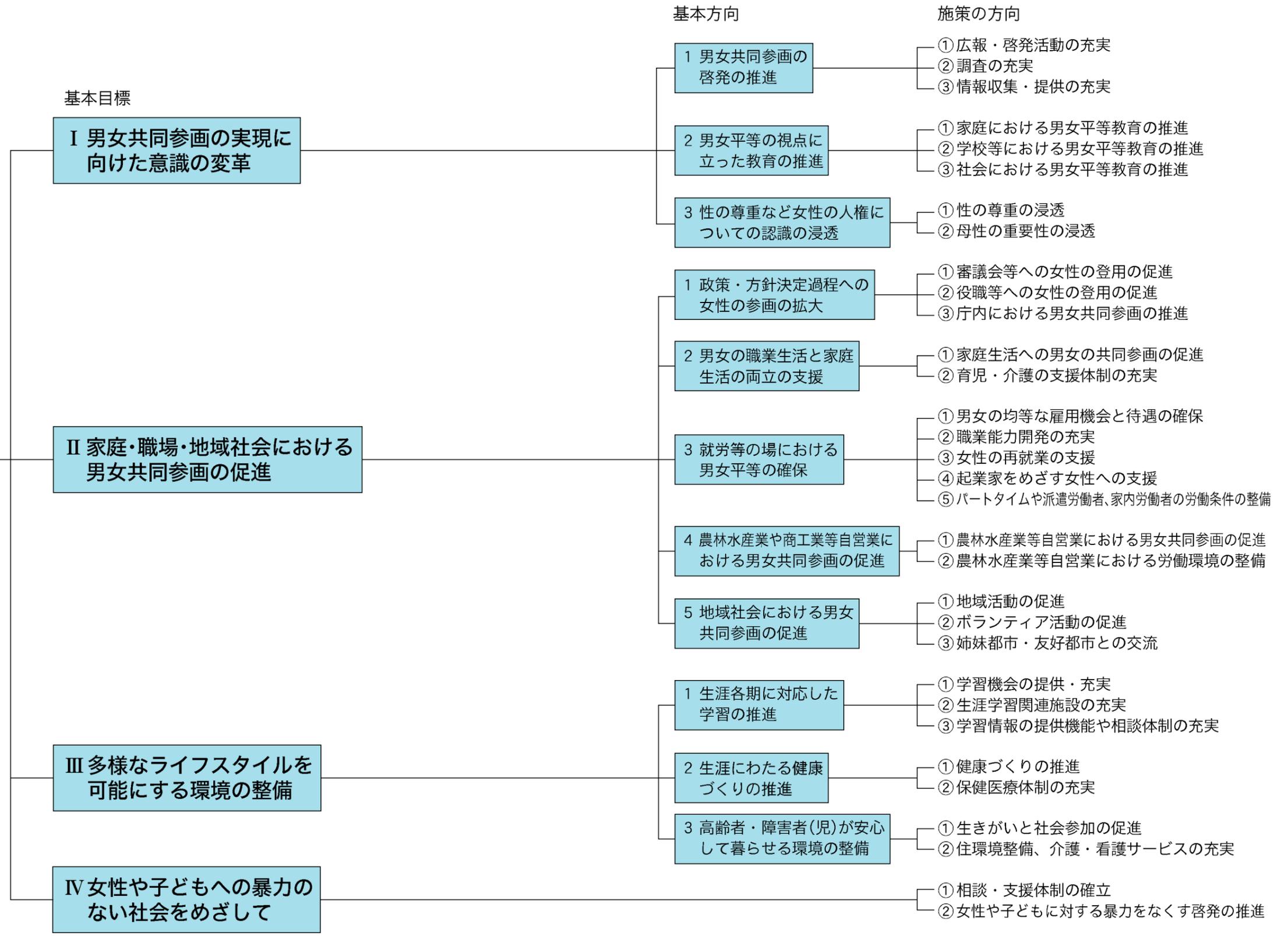
男女共同参画を推進するうえでの包括的根拠法で、この中で男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題として位置付けています。

■「参加」と「参画」

「参加」は仲間に加わること。「参画」は単に参加しているだけでなく、積極的、主体的に参加し、企画や決定に関わり意見を反映させていくという意味です。

4. 計画の体系

女と男がいきいきと暮らし
 ・男女
 ・人権の尊重
 平等



第3章

プランの内容

- 男女共同参画の実現に向けた意識の変革
- 家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進
- 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備
- 女性や子どもへの暴力のない社会をめざして

第3章 プランの内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識の変革

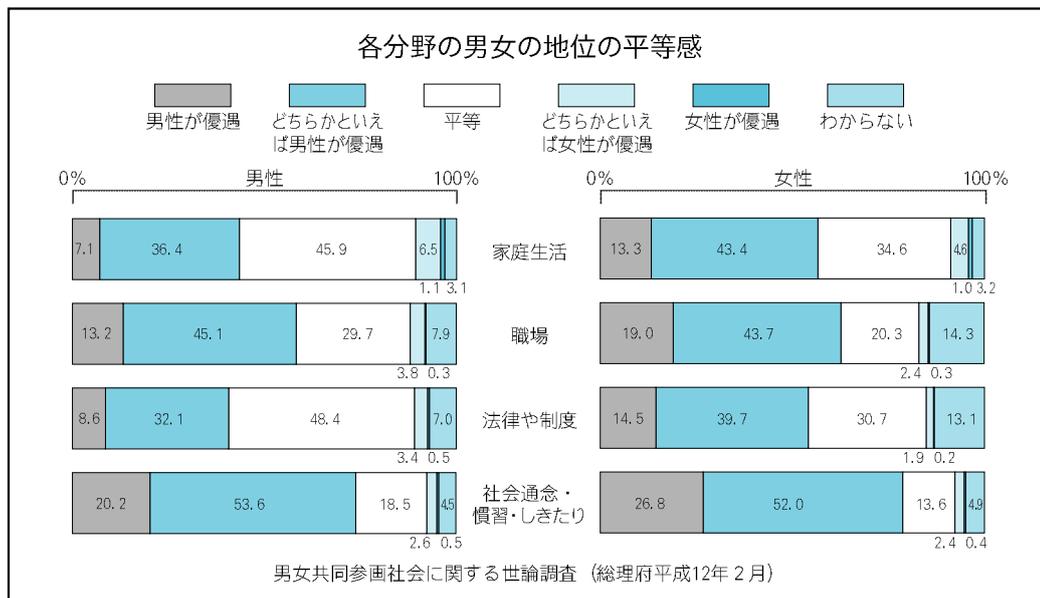
【現状と課題】

男女共同参画社会は、人類の普遍的価値である人権をその基盤とするもので、男女共同参画社会の実現は、21世紀において優先される重要な課題です。

男女共同参画社会基本法の中で、社会における制度や慣行について「男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を出来る限り中立なものにするよう配慮しなければならない」としています。

しかし、男女の置かれている立場の違いなどから、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担をはじめとする日常生活に潜むジェンダー意識が人々に根強く残され、結果として中立的に機能していないものも数多く見られます。また、女性の人権を侵害する肉体的、精神的、性的な暴力被害の潜在化やそれに関わる社会環境の悪化も問題となっています。

男女共同参画社会が自らの生活に深く関わる問題であるという認識を広く浸透させ、固定的性別役割分担意識の解消とともに、「個」を尊重する意識への変革が大きな課題となっています。



■固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を決めてしまう考え方。個人の生き方を性によって狭めるものとして疑問視され、女性問題解決のための課題とされています。

■ジェンダー

生物学的な性別の差ではなく、社会的・文化的につくられた男女の違い（性差）をいいます。

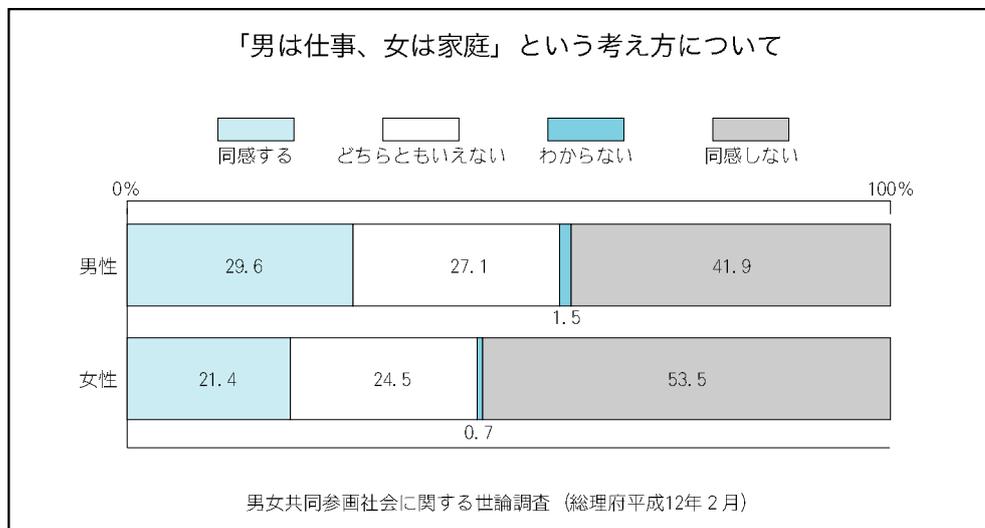
【基本方向1 男女共同参画の啓発の推進】

戦後、女性の社会参加や地位の向上が図られてきましたが、依然として、社会の慣習・慣行の中に、あるいは人々の意識や行動の中に、固定的性別役割分担意識を前提とするものや、それ自体、性別による区別は設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に中立的に機能しないものが根強く残されており、そのことによって男女それぞれが主体的に生きるための多様な選択や能力を発揮していく上での妨げになっています。

より豊かな「個」や社会の構築を図るために、男女共同参画の視点からの検討を行い、変革することが求められています。また、多方面にわたって男女平等に関する視点を反映させるためには、女性が置かれている状況の客観的把握に努めるとともに、情報の収集・提供が重要です。

【めざす方向】

男女が互いの人権を尊重しつつ、それぞれの「個」を認め合いながら、共に社会の構成者として責任を担い、21世紀の豊かな社会の発展を支えていくため、意識変革に向けた啓発活動や調査活動、情報の収集・提供の充実を図ります。



【施策の方向と内容】

① 広報・啓発活動の充実

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●情報誌の発行 男女共同参画の目指す方向や諸問題、女性関連施策、法制度などのあらゆる情報を、市民参加による創意工夫を行いながら、市民の理解を深めるための啓発と情報提供を行います。</p>	市民・団体 企業	企画調整課
<p>●各種講座・研修会等の開催 市内各種団体や企業等とも連携しながら、男女共同参画を題材とした各種講座・研修会を開催し意識の高揚に努めます。また、開催に当たっては、若い世代や男性参加を促進するため夜間・休日の開催、一時保育等の工夫に努めます。</p>	市民・団体 企業	関係課
<p>●推進体制の確立 男女共同参画を推進するための体制を整備し、啓発活動や研修機会の充実に努めます。</p>	市民	企画調整課
<p>●活動拠点施設の充実 国立婦人教育会館、道立女性プラザや各地女性センター等との連携を図りながら、男女共同参画に関する学習や研究などの活動の場として、女性センターの一層の充実に努めます。</p>	市民	社会教育課

② 調査の充実

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●各種調査の充実 男女共同参画に関する各種調査を実施し、関係施策等への反映に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 男女共同参画に関する市民意識調査 • 女性労働実態調査 • 各種統計調査 	市民・企業 団体	企画調整課 関係課

③ 情報収集・提供の充実

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●インターネットによる提供 インターネット時代に対応して、国や道、市町村関連施設とのネットワーク化による情報の収集を図り、市のホームページによる情報提供に努めます。</p>	市民・団体 企業	企画調整課
<p>●情報コーナーの設置 関係行政機関からの案内や情報、女性情報誌や女性関係図書等を提供するため、男女共同参画に関する情報コーナー設置に努めます。</p>	市民・団体 企業	図書館・女性センター

【基本方向2 男女平等の視点に立った教育の推進】

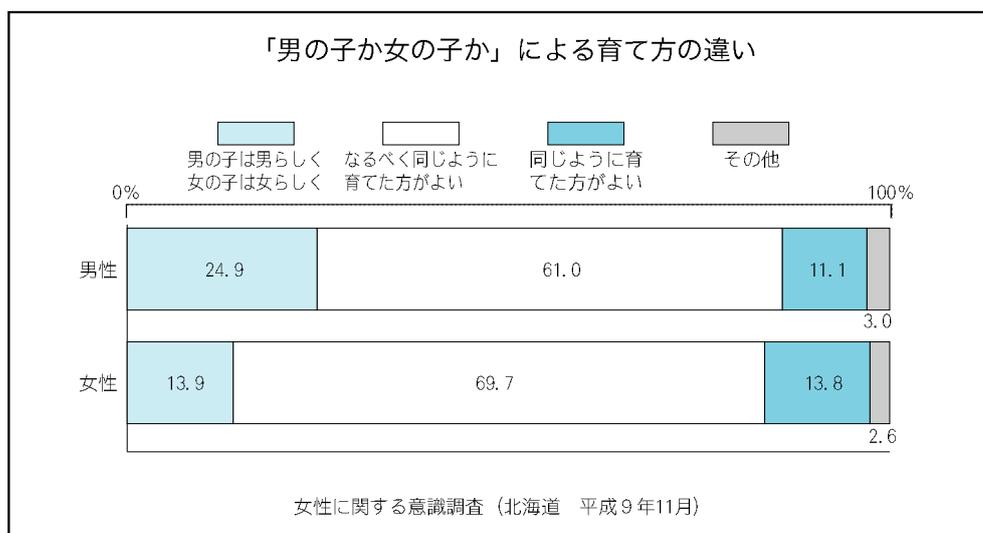
男女が固定的性別役割分担意識にとらわれず、各人の個性と能力が十分に発揮された男女共同参画社会の形成には、生涯学習の振興は極めて重要な意味を持ちます。

特に、家族形態が多様化し、社会の変化が著しい時代にあって、次世代を担う子どもたちの価値観や社会性などの人格形成に、家庭や学校での教育の果たす責任は大きなものがあります。

市民一人ひとりが家庭や学校、地域社会において、生涯にわたる学習機会をとらえて、個人の尊厳、男女平等の意識を育むとともに、個々の女性もその意識を高め、能力を発揮できるようにしていくことが求められています。

【めざす方向】

生涯のライフステージそれぞれの段階において、一人ひとりが自立し、互いの人権や生き方を尊重し合い、ジェンダーにとらわれない考え方や行動を身につけるために、男女平等教育の充実を図ります。



【施策の方向と内容】

① 家庭における男女平等教育の推進

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●男女平等意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭内でのジェンダーフリーをとらえ直し、個の尊重の重要性についての啓発に努めます。 家事、育児、介護等は男女が共同で担っていくという意識の醸成を図ります。 	市民	企画調整課 関係課
<p>●家庭教育学習</p> <p>親を対象とした父親と母親の役割、子育ての課題の共有など男女平等観に基づいた家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。</p>	市民	社会教育課 健康管理課 児童家庭課
<p>●子育て・家庭教育相談</p> <p>乳幼児期から青年期までの子をもつ親等を対象に、子育てや教育の悩みに対して関係行政機関や各種相談機関と連携して、相談の充実に努めます。</p>	育児・教育に悩みのある市民	健康管理課 児童家庭課 教育部管理課

② 学校等における男女平等教育の推進

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●教科・特別活動指導</p> <p>保健体育や理科（人体）、家庭科などの教科や学級活動、児童生徒会活動、クラブ活動、学校行事などの集団での体験活動を通して、男女が互いに相手の立場と性差（ジェンダー）を理解する指導の充実に努めます。</p>	児童・生徒	教育部管理課
<p>●男女混合名簿の推進</p> <p>男女平等意識醸成のため男女混合名簿の推進に努めます。</p>	児童・生徒	教育部管理課
<p>●進路・就職指導</p> <p>性別にとらわれることなく、個性や能力に応じて主体的に進路選択ができるよう、適切な指導に努めます。</p>	児童・生徒	教育部管理課
<p>●教職員研修の充実</p> <p>学校教育や幼児教育に携わる教職員及び関係者に対し、人権の尊重や男女共同参画社会に関する情報や研修の機会を提供し、意識の高揚に努めます。</p>	教職員・幼稚園教諭・保育士など	企画調整課 児童家庭課 教育部管理課

③ 社会における男女平等教育の推進

事業の内容	施策対象者	所管
<ul style="list-style-type: none"> ●学習プログラムの開発 ジェンダーフリーに係わる学習プログラムを開発し、男女平等教育の推進を図ります。 ●各種講座・講演会の開催 男女共同参画社会の基本認識の理解を深める各種講座・講演会を開催するなど、学習機会の充実を図り男女平等観に立った教育の推進に努めます。 ●団体・企業への働きかけ PTA、青年団体等を始めとする各種社会教育関係団体あるいは企業（経済団体）等に、男女共同参画社会づくりへの理解を深めるとともに取り組みについて協力を求めます。 ●女性エンパワーメント育成 女性のエンパワーメントにつながる学習機会を一層充実させ、女性の能力開発の促進を図ります。 	市民 市民 団体・企業 社会参画を希望する女性	社会教育課 社会教育課 商工労働課 社会教育課 関係課 企画調整課 社会教育課

■ジェンダーフリー

ジェンダー（文化的、社会的につくられた性差）にとらわれない、自由な意志や考え方をもって行動することを言います。このような考え方をもって行動すること、また性別による異なった期待、役割から解放された社会のあり方が、男女共同参画社会の実現には必要です。

■エンパワーメント

女性が政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる場面で、自己決定力と責任をもち、もてる能力を発揮できるよう「力」をつけることを意味します。

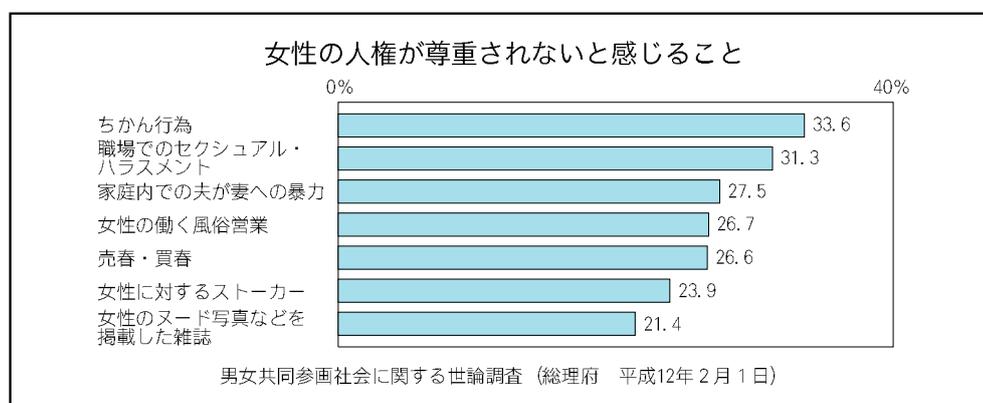
【基本方向3 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透】

個人の尊厳の確立は、男女共同参画社会の根底となるもので、生命・身体・精神に関わる個人の尊厳が確立されなければ、男女がその個性と能力を発揮していくことはできません。とりわけ「性」は人間の尊厳の基本に関わるものであり、男女が互いに性を尊重するとともに、性に関わる歪んだ知識等を是正し、男女平等の精神に基づく異性観を育成することが重要な課題となっています。

一方、家庭内暴力や性暴力に限らず性犯罪やセクシュアル・ハラスメント、売買春など女性に対する暴力は重大な人権侵害であるにもかかわらず、当事者たちを始めとして、それが犯罪であるとの認識が薄く、適切な対応が取られてこなかったという指摘があります。近年、ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する認識も深まりつつあり、性や暴力などに関する問題には女性の人権に配慮した取り組みを進めることが必要です。

【めざす方向】

性の尊重、母性の重要性についての認識や理解を深め「人権と性」の観点から男女の身体的・精神的・社会的なより良い状態と女性の自己決定権を尊重する考え方〔リプロダクティブ・ヘルス/ライツ〕の浸透、定着を図り、個人の性が尊重され人権が平等に確保されるよう努めます。



■セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反して性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつ写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。

■リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する女性の健康/権利」。妊娠・出産に限定されず、自らの意思による女性の生涯を通じた女性自身の体と性の健康及び権利を確立する概念とされています。

【施策の方向と内容】

① 性の尊重の浸透

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●性の尊重啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性問題の原点である男女相互の「性」の尊重を促すための啓発に努めます。 売買春やセクシュアル・ハラスメントを始めとする女性に対する暴力などの「性」の尊重を阻害する要因を取り除くための啓発に努めます。 	市民・企業 団体	企画調整課 商工労働課
<p>●学習機会の提供</p> <p>家庭教育学習をはじめ各種講座等において、男女相互の「性」の尊重を促すための人権・性に関する学習内容を取り入れた学習機会の充実に努めます。</p>	市民	社会教育課 健康管理課 児童家庭課
<p>●学校教育における性教育の充実</p> <p>学校における発達段階に応じて、性やエイズに関する学習を行い、生命を尊重する意識の育成に努めます。</p>	児童・生徒	教育部管理課
<p>●視聴覚ライブラリーの充実</p> <p>人権学習、性に関する学習で活用できるビデオ等教材の充実に努めます。</p>	児童・生徒	教育部管理課
<p>●環境浄化・非行防止活動の推進</p> <p>有害図書等の自動販売機の撤去など地域ぐるみでの社会環境の浄化や青少年に対する非行防止について、関係機関・関係団体との連携及び情報交換を深め、補導活動や広報等による啓発活動に努めます。</p>	青少年	社会福祉課 教育部管理課
<p>●性と生殖に関する考え方の普及</p> <p>「性」や「生殖」に関する健康・権利 [リプロダクティブ・ヘルス/ライツ] の浸透・定着に努めます。</p>	市民	企画調整課 健康管理課

② 母性の重要性の浸透

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●母性の啓発</p> <p>母性の重要性についての啓発に努めます。</p>	市民	企画調整課
<p>●学校教育における母性教育の充実</p> <p>学校教育において母性の尊重に関する指導の充実に努めます。</p>	児童・生徒	教育部管理課
<p>●企業等に対する母性保護の周知・啓発</p> <p>働く女性の母性保護のため、企業等に対する関係法令の周知・啓発に努めます。</p>	企業・団体	商工労働課
<p>●母子保健事業の充実</p> <p>母子の健康維持、増進のための正しい知識を普及するため、関係機関と連携し、母親・両親学級、各種健康診断、相談・訪問指導等の充実に努めます。</p>	市民	健康管理課

基本目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進

【現状と課題】

家庭や職場、地域社会において男女が共に参画し、責任を担うことにより、豊かな暮らしが可能となります。しかし、男女の参画については、様々な分野で偏りがみられ、家庭・職場・地域社会における男女共同参画の実態調査と分析を行い、従来の施策を男女共同参画の視点で見直し、体系化又は強化することが必要となります。

女性の職場進出や様々な社会活動をする女性の増加に伴い、政治や経済などあらゆる分野における政策・方針決定の場へ、参加するだけでなく、対等に参画して意見や考え方を反映させることが求められています。しかし、政治や行政、企業、民間団体などにおける政策・方針決定の場での女性の参画は低い水準にあり、男女が対等に参画できる環境づくりや条件整備とともに、女性自身も意識改革を進め、そのための力をつけること（エンパワーメント）が必要です。

女性の就業は、雇用機会や待遇などの面で厳しい状況があり、パートタイム労働や臨時労働の労働条件が不明確な場合が多く見受けられ、また、各種保険制度の加入率、その他の制度の実施率も低く、賃金は時間給で、その多くが最低賃金に近い状況にあります。

男女雇用機会均等法の改正により、雇用の場での女性に対する差別が禁止されましたが、女性の就業状態は良いとは言えない実態にあります。女性が働きやすい環境を整えることは、雇用する側にとって大きな負担とする考え方もありますが、社会の活力を高めていくためには、女性の能力活用は不可欠で、また、男性にとっても働きやすい環境をつくり出すことにもなります。男性と女性が共に仕事と家事、育児、介護、地域活動を担うことができるよう継続的な改革の努力が必要です。

農林水産業や商工業等の自営業においては、経営に積極的参画して、女性の視点からその産物や製品に付加価値を与えるなど意欲的な取り組みがされており、それらに対する支援と女性労働の適正な報酬や就業条件の確保が求められます。

地域社会の中では、男女が共に役割を担って活動することが重要であり、町内会の役員が多くが男性であったり、ボランティア活動の担い手の多くを女性が占めているなど、男女共同参画を促進する必要があります。

男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図り、女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等を目的とする法律。

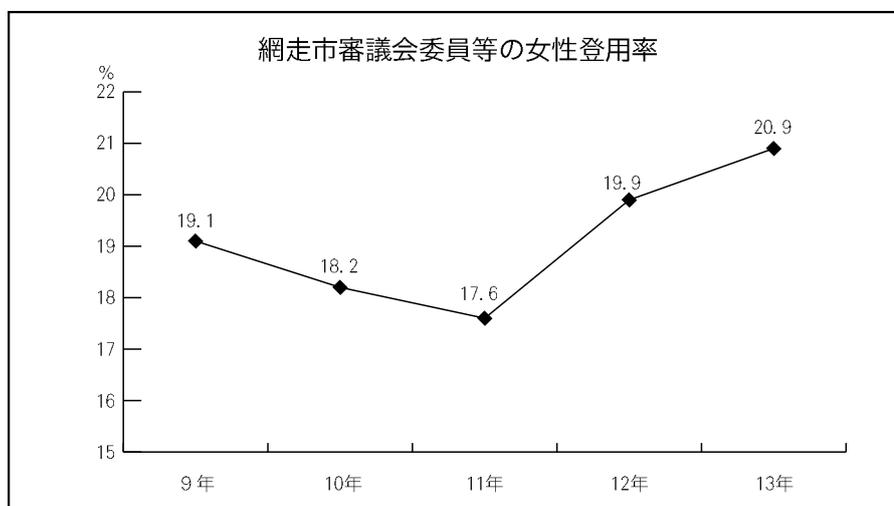
【基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大】

男女がそれぞれの個性と能力を発揮し、政治や経済などあらゆる分野における政策・方針決定の場に共に参画し、意見や考え方を反映させていくことが豊かな社会を形成するために大切です。本市では各種審議会・委員会等の女性委員登用率30%を目標にしていますが、男女共同参画を促進するためには、目標を早急に達成するとともに目標値を高めていくことが求められます。

女性が職場において方針決定の場に参画していくためには、役職等への女性の登用に努める必要があります。市職員での女性管理職の登用は無く、係長職でも2.5%（平成13年4月1日現在）と低い状況にあり、女性の意見や考え方を方針決定の場に反映させる為にも積極的に女性の登用を促進する必要があります。また、同様に企業や民間団体等においても方針等決定の場に女性の登用を促進することが求められます。

【めざす方向】

行政における政策・方針決定過程に女性が参画し、特に、生活者としての様々な意見を行政に反映してより良い網走をつくとともに、企業や民間団体などの方針決定に女性が参画するよう努めます。



■女性登用率

各種審議会、委員会などの意思決定の場における女性委員の割合。政策の立案や方針の決める重要な場にどれだけ女性が参画しているかを示すものです。

【施策の方向と内容】

① 審議会等への女性の登用の促進

事業の内容	施策対象者	所管
<ul style="list-style-type: none"> ●各種審議会・委員会委員の女性の登用促進 各種審議会・委員会等における女性委員登用率の目標値を50%とし、その達成に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> • 登用率調査の実施・登用状況の把握 • 登用状況の公表 • 市民公募枠の拡大 ●人材リストの整備 地域で活躍している女性の人材リストを整備し、女性登用の促進を図ります。 	<p>各種委員に 応募を希望 する女性</p> <p>企業・雇用主 地域リーダー 各種地域団 体等</p>	<p>総務課 企画調整課</p> <p>総務課</p>

② 役職等への女性の登用の促進

事業の内容	施策対象者	所管
<ul style="list-style-type: none"> ●市職員の女性登用促進 市の女性職員の採用拡大や職域拡大、能力に応じた管理職への登用に努めます。 ●農林水産業、商工業等自営業の女性の参画促進 農林水産業、商工業等自営業に係る関係団体の活動に女性を参画させるよう、理解と協力を関係者に働きかけます。 ●企業や各種団体等の女性の参画促進 企業や各種団体等における方針等の決定の場に女性を参画させるように、理解と協力を関係者に働きかけます。 ●女性の参画状況の把握 市や企業、各種団体等における女性の参画状況の把握・公表を行い、気運の醸成を図ります。 	<p>職員</p> <p>企業・団体</p> <p>企業・団体</p> <p>市民・企業・ 団体</p>	<p>職員課</p> <p>関係課</p> <p>関係課</p> <p>企画調整課</p>

③ 庁内における男女共同参画の推進

事業の内容	施策対象者	所管
<ul style="list-style-type: none"> ●職員研修の充実 職員研修は、男女とも公平に受講の機会を設け内容の充実に努めます。 ●男女共同参画の啓発 職員研修の実施や職員向け啓発資料の作成により、職員全体の意識の向上に努めます。 ●庁内における調査・研究 職員自身における男女共同参画への意識の高揚を図り男女共同参画の職場づくりに向けて、庁内研究会を設置して調査・研究活動を行います。 	<p>職員</p> <p>職員</p> <p>職員</p>	<p>職員課</p> <p>企画調整課</p> <p>企画調整課</p>

【基本方向2 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援】

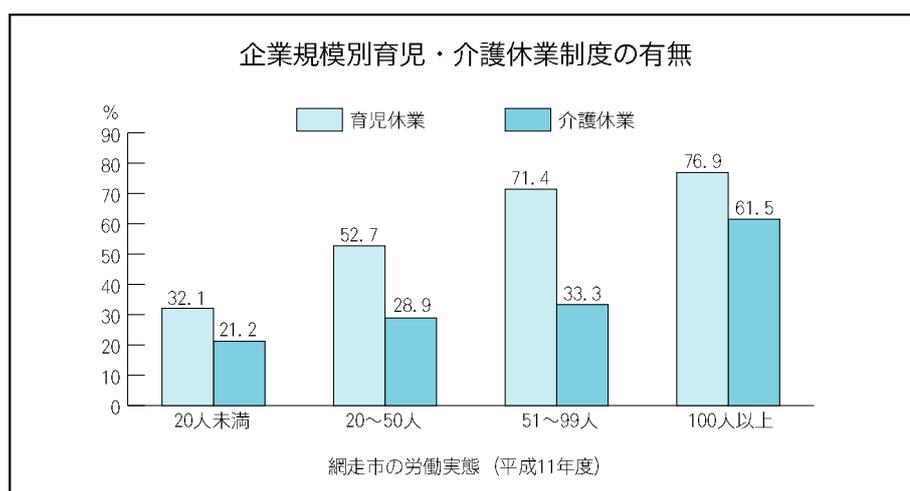
家事、育児、介護はそのほとんどを女性が担っているのが現状で、男性がこれらに参画することは、女性の負担を軽減するだけでなく、男性の生き方を広げることになります。育児、介護と職業生活の両立が困難であることを理由に退職する女性や、育児、介護について悩みを抱える女性も少なくなく、女性の社会参加を促し、男女共同参画社会の形成を目指すために、育児・介護支援や相談体制の充実が欠かせません。

核家族化が進み、就労している女性の増加により、保育園や幼稚園、児童館等に対する多様なニーズが存在しますが、このニーズに充分応えていくために少子化社会対策として平成11年に策定された「網走市児童育成計画」の一層の充実が求められます。また、育児休業制度の普及や取得状況が低い状況にあり、制度の啓発とともにニーズにあった育児支援体制の整備、充実を図る必要があります。

介護においては、介護保険の充実及び定着と、介護の担い手としての男性の参画を促進する必要があります。男性の意識改革を図るとともに労働時間の短縮などゆとりのある生活を実現していくことが必要です。

【めざす方向】

家族が男女平等の意識をもって、互いに家事や育児・介護を担い、ゆとりのある家庭生活を送ることができるよう、育児・介護を支援する環境の整備に努めます。



■育児・介護休業法

労働者が申出を行うことによって、育児休業（1歳に満たない子を養育するための休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するための休業）を取得することを権利として認めている法律。

【施策の方向と内容】

① 家庭生活への男女の共同参画の促進

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●意識の啓発 家事、育児、介護を男女共に担う家庭責任について意識の啓発を行います。</p>	市民	企画調整課
<p>●育児・介護休業制度の普及促進 育児・介護休業制度を男女いずれもが積極的に利用できる雰囲気づくり、意識づくりに向けて普及・促進を図ります。</p>	市民・企業 団体	企画調整課 商工労働課
<p>●各種講座・講習会の充実 家庭における男性のあり方や役割に関する学習機会や働く女性を支援する視点から、家事・育児・介護などの家庭生活に関する講座・講習会を充実します。</p>	市民	社会教育課 健康管理課 介護保険課
<p>●労働時間等の啓発 家庭生活と調和した職業生活が行われるよう時間外による長時間労働の短縮などの啓発を図ります。</p>	企業・就労者	商工労働課

② 育児・介護の支援体制の充実

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●相談窓口の周知 子育てに対する不安や悩みに対する相談窓口の周知に努めます。</p>	子育てに悩みのある両親	企画調整課 関係課
<p>●子育て支援センター事業の充実 子育てに関する総合相談の窓口として、相談・助言・指導・情報提供活動を行うほか、子育てに関する親同士の交流や子育てサークルへの支援など、様々なニーズに合わせた育児支援に努めます。</p>	子育てを必要とする両親	児童家庭課 関係課
<p>●多様な保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ歳児保育の拡充など保育所の整備と充実を、利用者ニーズにあわせて行います。 ・多様な就業形態に対応した延長保育、一時保育等多様な保育サービスの充実を図ります。 ・世代間交流などの事業により、保育所の専門的機能を地域に活用していきます。 	保育を必要とする両親	児童家庭課
<p>●放課後児童対策の充実 共働き家庭の小学生を対象に児童館活動の充実を図り、放課後児童対策を推進します。</p>	共働き家庭の小学生	児童家庭課
<p>●育児・介護休業制度の啓発 育児・介護休業制度の定着を促進するために、市民・企業・団体に対する周知・啓発を行います。</p>	市民・企業 団体	企画調整課 商工労働課

【基本方向3 就労等における男女平等の確保】

男女雇用機会均等法や労働基準法の改正などをはじめとする法制度において、女性労働者に対する差別や労働環境の改善が図られてきましたが、未だなお、雇用機会、待遇、労働環境等に男女間の格差が存在しています。

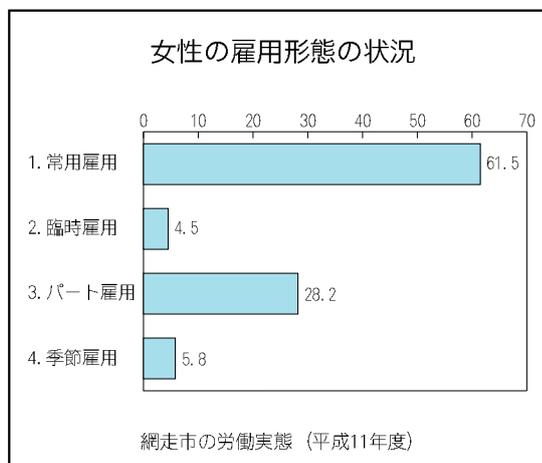
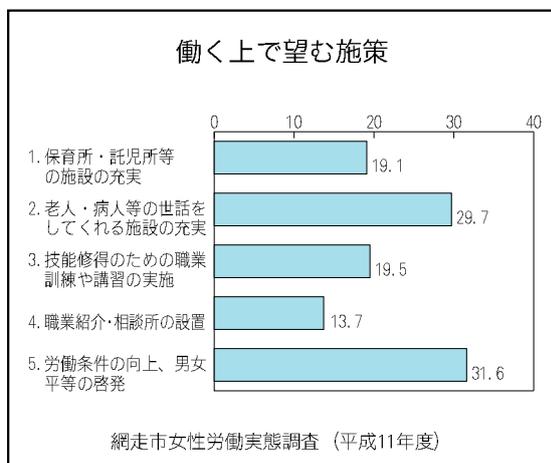
近年、パートタイム労働や派遣労働に就業する女性が増えています。低賃金や不安定な身分などの問題を抱えており、また、女性の働く権利を侵害し、職場環境を悪化させるセクシュアル・ハラスメントも深刻な問題となっています。

「網走の労働実態（平成11年度）」と「網走市女性労働実態調査（平成11年度）」において女性労働者の実態が示されています。賃金「給与」の平均年取額は男性（39歳）4,367千円に対し女性（35歳）2,743円で、平均日給及び平均時給においても男女間に格差があります。また、各種社会保険制度や各種休暇制度の普及率も低い状況にあります。

女性を取り巻く労働環境は大変厳しいものがあり、男女間における賃金格差や結婚、出産を機に退職する慣行などが依然として続いている状況も見受けられます。あらゆる分野への男女共同参画を促進するためには、男女が均等な待遇を得られるよう企業等に働きかけるとともに、対等なパートナーとしての意識啓発や母性の保護、セクシュアル・ハラスメントなど、女性が働くうえで直面する諸問題について関係機関と連携して男女が働きやすい労働環境づくりが求められます。

【めざす方向】

募集・採用や配置・昇進などの男女差別、賃金格差などの実態を把握し、女性の労働環境の改善を図り、結婚、出産、介護などの理由により休職・退職した女性の復職・再就業の支援に努めます。また、パートタイム労働者、派遣労働者、家内労働者の経済に果たす役割を踏まえ、適正な労働条件の整備を企業等に周知し協力を求め、女性が意欲を持って能力を十分発揮できるよう努めます。



【施策の方向と内容】

① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

事業の内容	施策対象者	所管
<ul style="list-style-type: none"> ●男女雇用機会均等法などの啓発 公共機関及び企業・民間団体等に対して、職場における募集、採用、配置、昇進について、男女雇用機会均等法や労働関係法の趣旨の周知徹底を図ります。 	公共機関・ 企業・団体	商工労働課
<ul style="list-style-type: none"> ●労働相談体制の充実 女性の就業、復職に関して関係機関と連携して相談体制の充実を図り、女性問題に関する情報の提供を行います。 	就業を希望 する女性	商工労働課
<ul style="list-style-type: none"> ●セクシュアル・ハラスメント防止の意識啓発 セクシュアル・ハラスメント防止に関する情報提供を行い、セクハラのない職場環境をつくる啓発活動を進めます。 	市民・企業 団体	企画調整課 商工労働課

② 職業能力開発の充実

事業の内容	施策対象者	所管
<ul style="list-style-type: none"> ●職業能力開発の充実 女性の就業期間の長期化に対応し企業等における計画的・継続的な企業内訓練や自己啓発機会の提供・援助等に対する支援を求めます。 	企業・団体	商工労働課

③ 女性の再就業の支援

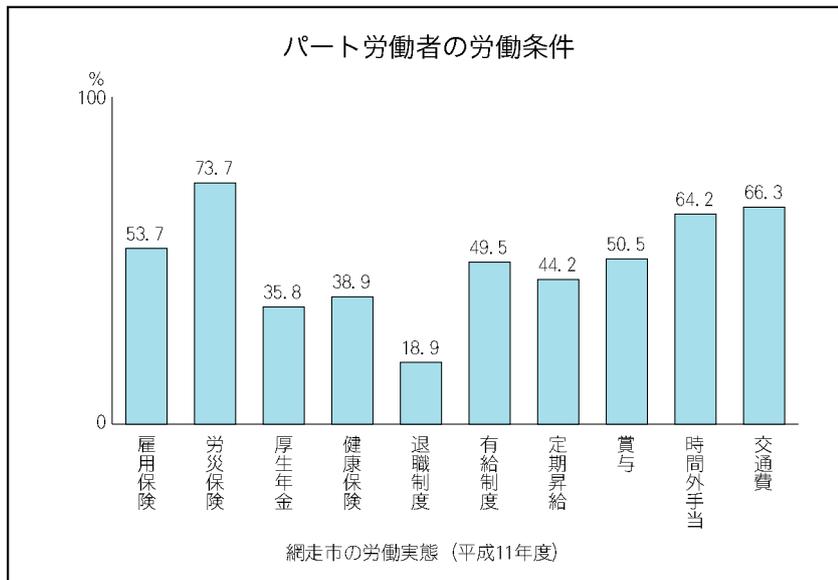
事業の内容	施策対象者	所管
<ul style="list-style-type: none"> ●再就業に関する啓発 女性の再就業に関する様々な相談に応じ、ニーズに対応した援助・指導と情報提供による支援事業の周知を行い、女性の就業機会の拡大を図ります。 	再就業を希 望する女性	商工労働課
<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成の促進 再就業しようとする女性のニーズに対応した職業訓練や技能講習など職業能力開発の機会を提供します。 	再就業を希 望する女性	商工労働課

④ 起業家をめざす女性への支援

事業の内容	施策対象者	所管
<ul style="list-style-type: none"> ●情報提供と相談機能の充実 起業家をめざす女性に必要な知識や事業計画づくり、資金調達などの情報提供や相談等に努めます。 	起業家をめ ざす女性	商工労働課
<ul style="list-style-type: none"> ●起業家支援施策 関係部署及び関係機関と連携し、起業家をめざす女性に対する支援に努めます。 	起業家をめ ざす女性	商工労働課

⑤ パートタイムや派遣労働者、家内労働者の労働条件の整備

事業の具体的内容	施策対象者	所管
<p>●パートタイム労働者等の実態調査 パートタイムや派遣労働者、家内労働者のおかれている労働環境の調査を行い、実態の把握に努めます。</p>	パートタイム労働者等	商工労働課
<p>●パートタイム労働法や最低賃金制度の周知 企業等に対し、パートタイムや派遣労働者、家内労働者の就業条件、労働条件に関わるパートタイム労働法、家内労働法の周知や最低賃金制度の周知を図り、適正な改善を図るよう理解と協力を求めます。</p>	企業・団体	商工労働課
<p>●パートタイム労働法等の周知及び相談体制の充実 パートタイムや派遣労働者、家内労働者に対し、関係法令の周知を図るため情報提供を行うとともに、相談窓口の充実に努めます。</p>	パートタイム労働者等	商工労働課



【基本方向4 農林水産業や商工業等自営業における男女共同参画の促進】

本市で農業・漁業に就業する女性の割合は38.6%（平成7年国勢調査）で、農業・漁業の場合、その多くは家族経営が主体で、女性は生産と家事の両方を担い、長時間労働、休日が取れない等の問題が指摘されていることから「農村漁村共同参画推進指針」を基に就労条件の改善を進める必要があります。

また、農林水産業に従事し生産や地域の活性化に貢献している女性や、商工業等の自営業で家族従業者として大きな役割を担っている女性が、経営の方針決定過程に参画することが大切です。

【めざす方向】

農林水産業や商工業等の自営業に従事する女性の実態調査を行い、女性が果たしている役割を正しく認識・評価して経営への参画を進めるとともに、不規則な就労形態による長時間労働の解消や母性保護などの健康管理に配慮した労働環境の整備を図ります。

【施策と方向と内容】

① 農林水産業等自営業における男女共同参画の促進

事業の内容	施策対象者	所管
<ul style="list-style-type: none"> ●労働状況の実態把握 農林水産業等自営業に働く女性の実態調査に努めます。 ●研修会等の充実 女性が生産、経営の担い手として技術を習得するための研修会等の充実を図ります。 ●経営への参画促進 農林水産業等自営業の経営に女性の参画を進めるよう、関係者に理解と協力を求めます。また、農業においては家族経営協定の普及啓発に努め女性の地位向上を図ります。 	自営業に従事する女性 自営業に従事する女性 自営業者・関係団体	関係課 関係課 関係課

② 農林水産業等自営業における労働環境の整備

事業の内容	施策対象者	所管
<ul style="list-style-type: none"> ●労働環境の整備 定期的休日の確保と代替労働力の確保等、就業条件改善のための支援に努めます。 ●男性の家庭生活参画促進 男女で担う家庭責任について、農林水産業等自営業者を対象とした啓発活動に努めます。 	自営業を営む男女 自営業を営む男女	関係課 企画調整課 関係課

■家族経営協定

家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合い農業経営の方針、労働報酬、休日、労働時間、経営委譲等について文書で取り決めるものです。

【基本方向5 地域社会における男女共同参画の促進】

各種の地域活動やボランティア活動は、地域づくり・まちづくりに重要な役割を果たすもので、活動に参加する個人にとって充実した生活を実現することにつながります。地域活動に対する参加意識は近年高まってきており、自治会、まちおこし行事に関わる人たちが増えている傾向にあります。

しかし、それぞれの参加状況は事業の内容によって偏り、まちのイベントや自治会活動などは男性が主体で、福祉や消費活動は女性の割合が高くなっています。それは固定的性別役割分担意識がまだ現存していることを現しているもので、今後は、男女が共に参画することが必要です。

ボランティア活動では、福祉関係や社会教育関係への参加は増えていますが、一方で、一部の人の活動に止まっているところが見られ、多くの人々が参加の意識を持ちながらも活動に結びつかないという状況があることから、さらなる参画を積極的に促進することが必要です。

「市民と行政が共につくるまちづくり」を進めるために、民間団体や関係機関との連携を図り、男女が偏ることなく多くのリーダーを養成することや活動の活性化を図るためにも地域社会における男女共同参画の推進が必要です。

地域活動やボランティア活動に参加を希望する人への適切な情報の提供が求められており、情報や活動の場を提供するために、社会福祉協議会に設置されている「ボランティアセンター」と「網走市福祉ボランティア推進委員会」との連携による拠点づくりとともに、将来に向けて福祉と社会教育が融合した拠点に発展することが求められます。

海外ではカナダ・ブリティッシュコロンビア州ポートアルバーニ市と姉妹提携をし、国内では沖縄県糸満市と友好都市の提携を結んでいます。国際化が進む中で男女共同参画の実現には、幅広く視野を広め外国の文化や伝統、生活習慣などを理解するため、市民レベルでの参加ができるよう情報の提供と交流・学習の場が必要です。

【めざす方向】

仕事中心の生活で地域との関わりが希薄になりがちな男性も、子どもの時からの教育と若い時から女性と共に積極的に各種の地域活動やボランティア活動に関わることができる社会の仕組みや雰囲気づくりを進めるとともに、男女共同参画社会の実現を目指す活動を推進するためのリーダーの養成や活動拠点の充実を図ります。また、国際社会に対応できる男女共同参画社会の取り組みとして、情報の提供と交流・学習の場による人材育成に努めます。

【施策の方向と内容】

① 地域活動の促進

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●地域活動への女性参画 各種団体の地域活動における男女共同参画を促進するとともに、その方針決定の場への女性の参画促進に努めます。</p>	市民・各種団体	企画調整課 関係課
<p>●男性の地域活動参画 男性の地域社会への参画を促すため、地域活動への関心を高める啓発と雰囲気づくりに努めます。</p>	市民・各種団体	企画調整課 関係課 市民課
<p>●環境・消費活動の充実 環境問題や消費生活課題の啓発や情報の提供、学習の推進を図り、自主的な活動の取り組みを支援します。</p>	市民	生活環境課
<p>●女性指導者の養成・確保 女性が地域社会でリーダーシップを発揮して活躍できるよう、研修機会を充実して指導者の養成・確保を図ります。</p>	地域リーダーを希望する女性	関係課
<p>●自主防災組織の育成 「自分たちのまちは自分たちで守る」意識のもと、男女が共に参画して防災活動に必要な知識を習得する自主防災組織の育成に努めます。 ・防災訓練 ・防災研修会</p>	防災組織への加入市民	総務課
<p>●世代間交流事業 高齢者の知識や技術、体験、生き方などを若い世代に伝え各世代のふれあいを通して共に学ぶ機会として、世代間の相互理解を深めます。</p>	参加を希望する高齢者	児童家庭課 教育部管理課 社会教育課
<p>●女性団体の育成・支援 女性の地位向上を目標に、自主的活動を促進するため育成に努め、組織の活性化を図ります。</p>	各女性団体	社会教育課

② ボランティア活動の促進

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●ボランティア活動の啓発 ボランティア活動への参画を促す意識の醸成について啓発に努めます。</p>	市民	社会福祉課
<p>●ボランティア学習の促進 ボランティア活動に関わる人材の育成や学習機会の充実を図るとともに、団体の支援を行います。</p>	ボランティア活動を希望する市民・団体	社会福祉課 関係課
<p>●ボランティア人材リストの充実 ボランティア活動を希望する人と受けたい人のニーズを調査し把握します。</p>	ボランティア活動を希望する市民	市民課 社会福祉課
<p>●ボランティアセンターの育成 ボランティアの活動拠点となる「ボランティアセンター」の育成・強化に努めます。</p>	市民	市民課 社会福祉課

③ 姉妹都市・友好都市との交流

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●姉妹都市・友好都市交流の促進 国際化が急速に進展する中、国内外の動きや文化への理解と関心を高めるため、姉妹都市・友好都市との交流活動へ少年期から積極的に参加する感覚を持てるよう市民レベルでの交流を促進します。</p>	市民・留学生 教育訪問団	企画調整課
<p>●国際理解の醸成 諸外国に対する正しい理解と認識を深め、国際感覚豊かな市民性を養うため、国際理解に関する学級・講座の開設、講演会等により国際感覚を身につける意識の醸成に努めます。</p>	市民	企画調整課 社会教育課
<p>●外国人受入れ体制の整備 姉妹都市をはじめとする諸外国から来訪する外国人や留学生の積極的受入れに努めます。</p>	外国人・留学生	企画調整課
<p>●情報の提供 国際化に向け、諸外国の女性問題に関する資料の収集と提供に努めます。</p>	市民	企画調整課

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、人権の尊重や男女の平等意識の定着を一層進め、女性があらゆる分野で力をつけ責任を果たす一方で、男性は家庭や地域に主体的に参画することが重要です。そのためには社会の様々な分野において、女性のエンパワーメントや、男性が男女共同参画について理解を深める生涯学習の充実を図る必要があります。

生涯学習は、オホーツク・文化交流センターを拠点として生涯各期における学習機会の提供、ボランティアの養成や指導員の登録と活用、情報紙の発行や学習相談、各種講座の実施や文化芸術事業など多くの機会を市民に提供していますが、こうした事業に参加・参画していく市民の広がり是一定の人たちに止まっている状況もあり、今後一層の参加促進が求められます。

多様なライフスタイルを可能にするためには、女性は妊娠や出産など男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が健康状態を的確に自己管理を行うことができるよう、職場・家庭での各ライフステージの課題に対応する体制の整備など、生涯を通じた健康の保持が大切で、保健センターとオホーツク・文化交流センターとの連携を深め男女が共に学習する機会の提供や啓発に努めることが大切です。

高齢化が進み、健康で生き生きとした生活や社会活動を行うには、それぞれが自己実現できる環境づくりや健康維持・増進に向けた支援と学習の場の提供が必要で、一人ひとりが主体的に自らのライフスタイルを考え社会参加できる体制づくりが必要です。

市民が生き生きと社会に参画し、自らのライフステージの充実が図られるよう、現在すでに策定済みの各プランの実現に向け、一層の努力と新たに問題として問われている課題に対して積極的な取り組みが求められます。

【基本方向1 生涯各期に対応した学習の推進】

今日の変化の激しい社会の中であって、人々は自己の充実・啓発や生活の向上のため豊かな学習の機会を求め、生涯学習への関心は着実に高まりを見せ、市民の学習意欲を充足させることができる、より幅の広い学習情報や学習機会の提供が必要です。

とりわけ、男女共同参画社会の実現には、男女共同参画に関する意識啓発や人々が社会の変化に対応するために必要な知識や技術を得るため、生涯各期にわたる学習機会の充実が求められます。また、女性が家事・育児や就労などにより、意欲があっても学習活動に参加できないという状況もあり、その解決の方策についても検討が必要です。一方、仕事中心で働いている成人男性の学習に対する要求や欲求を把握し、充足させていく方策についても検討する必要があります。

【めざす方向】

いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる生涯学習の環境を整え、社会の変化や多様化する住民のニーズ、とりわけ女性が直面している諸課題の学習の推進に努めます。また、生涯学習を通して身につけた知識や技能などの成果を地域の指導者やリーダーとして社会で活用していくために、教育機関をはじめ福祉関連団体、社会教育関係団体、市民運動（町内会・消費者活動）等の各種団体、企業等と連携協力して生涯各期における学習の推進に努めます。

【施策の方向と内容】

① 学習機会の提供・充実

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●企業・団体との連携促進 生涯各期にわたる学習活動を円滑かつ効果的に行うため、就労者も参加できるよう企業・民間団体等との連携協力を図ります。</p> <p>●参加しやすい学習機会の提供 家事、育児や就労などで学習時間が制約される人々の学習ニーズの把握に努めるとともに、学習機会の提供の充実を図ります。また、成人男性に対する学習ニーズの把握に努め、プログラム開発等学習環境の充実を図ります。</p> <p>●女性の生涯学習の推進 女性の多様化、高度化した学習要求に対応するため、大学等のもつ教育機能を活用し、女性の生涯学習の推進を図ります。</p>	<p>企業・団体</p> <p>生涯学習に参加する市民</p> <p>生涯学習に参加を希望する女性</p>	<p>企画調整課 社会教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p>

② 生涯学習関連施設の充実

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●学習施設の充実 住民にとって身近な生涯学習関連施設の充実に努めます。特に女性の抱える諸課題を自ら解決するための拠点施設の充実を図ります。</p>	市民	社会教育課

③ 学習情報の提供機能や相談体制の充実

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●学習情報の提供機能や相談体制の充実 男女共同参画社会の実現に向けて、生涯各期にわたる学習情報の提供を始め、市民のニーズに応えるための情報収集や相談体制の充実を図ります。</p>	市民	社会教育課

【基本方向2 生涯にわたる健康づくりの推進】

人々が健康で豊かな生活は何時においても誰もが望むことです。近年の我が国は、世界屈指の長寿国を誇っていますが、一方ではガン・心疾患・脳卒中などを始めとする、いわゆる「生活習慣病」が増加の傾向にあり、網走市の死亡原因を見ても、これら三疾患が死亡総数の65.5%を占めています。

保健医療サービスの強化を図っていますが、市民意識の高まりにやや鈍いものがあり、本格的な少子・高齢化社会を迎え、痴呆や寝たきりなどの介護を必要とするお年寄りの増加や病気の治療や介護などへの負担が大きな課題となっています。また、女性の社会進出が増す中、安心して子供を産み、育てる環境や主に女性に委ねられていることの多い介護の不安解消などの支援体制づくりも求められます。

生涯を通じた健康の保持増進は、一人ひとりが自主的に取り組む（自主管理）ことを基本としますが、市民の健康管理や病気予防の啓発、保健医療機関や保健医療サービス、スポーツ体育施設と密接な関係を保ちながら推進することが大切です。

【めざす方向】

長い人生を豊かで生き生きと過ごすための心身の健康管理や病気の予防に向けて、保健医療サービスを始めとする様々な施策のより一層の充実を図ります。また、母性及び乳幼児の健康保持と増進を図り、男女が共に自立し、安心して生活を送れるための基盤づくりの推進に努めます。

【施策の方向と内容】

① 健康づくりの推進

事業の内容	施策対象者	所管
●市民健康づくりプランの推進 市の関係部署と健康推進協議会、食生活改善協議会、体育指導委員会が連携しそれぞれの役割を担い、市民一人ひとりの健康づくりを支え健康づくり運動の推進に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防のため、栄養・食生活・運動・身体活動・休養・心の健康づくり・歯の健康などについて改善を目指します。 健康管理と病気の早期発見のため、健康診査の受診の普及を図ります。 	市民	健康管理課 関係課

② 保健医療体制の充実

事業の内容	施策対象者	所管
●保健医療サービスの充実 妊産婦、乳幼児健康診査や保健指導などの母子保健事業の一層の充実・強化を図るとともに、保健センターと医療機関との連携強化により母子保健対策の一層の充実を図ります。	妊婦及び乳幼児のいる女性	健康管理課
●育児支援の充実 妊娠、出産、育児の正しい知識の普及を図るとともに、親が自信をもって育児をし、子どもが順調に成長できるよう支援の充実に努めます。	妊婦及び乳幼児のいる両親	健康管理課 児童家庭課

【基本方向3 高齢者・障害者（児）が安心して暮らせる環境の整備】

「網走市老人保健福祉計画・網走市介護保険事業計画」（平成12年）によると、本市の65歳以上の人口に占める割合（高齢化率）は、平成11年で16.3%、昭和50年が6.1%であったことと比較すると高齢化は急速に進行し、高齢者の女性が占める割合は57.9%（平成11年1月住民基本台帳）と高くなっています。

社会全体の高齢化、核家族化、女性の社会進出や扶養意識の変化などにより家庭での介護が難しい状況になってきていますが、高齢者・障害者（児）の家庭で日常介護を必要とする場合、介護を担うのは女性であることが多く介護をする人の精神的及び肉体的負担も大きいものがあります。

高齢者や障害者（児）の社会参加を促進する各種福祉施策、在宅福祉サービスの充実や家庭介護は男女が共に担うものであり、それを社会全体で支えていくことが求められます。

【めざす方向】

高齢者や障害者（児）が地域で生きがいを持って、充実した生活を送ることができるよう、経済的安定、住環境の整備、介護支援体制の整備と充実を図ります。

■バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去することをいいます。

■ハートビル法

高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律。

【施策の方向と内容】

① 生きがいと社会参加の促進

事業の内容	施策対象者	所管
<ul style="list-style-type: none"> ●生活環境の整備 高齢者や障害者（児）の社会参加が進むよう、公共建築物、道路、公園などのバリアフリー化の推進に努めます。 ●社会参加支援事業の充実 高齢者や障害者（児）が主体的に社会参加ができるよう、交通費の助成など支援の充実に努めます。 ●高齢者の就業機会の確保 高齢者の就業意欲に応じた就業機会を確保・提供するための啓発と、シルバー人材センターの充実に努めます。 ●障害者の就業機会の確保 障害者がその適正と能力に応じて就業機会を確保・提供するための雇用啓発と職業訓練による雇用機会の拡大、小規模作業所・共同作業所等の充実に努めます。 	<p>高齢者・障害者（児）</p> <p>高齢者・障害者（児）</p> <p>企業・団体就業を希望する高齢者</p> <p>企業・団体就業を希望する障害者</p>	<p>都市開発課</p> <p>社会福祉課 介護保険課</p> <p>商工労働課 介護保険課</p> <p>商工労働課 社会福祉課</p>

② 住環境整備、介護・看護サービスの充実

事業の内容	施策対象者	所管
<ul style="list-style-type: none"> ●在宅福祉サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に支障のある高齢者や障害者（児）に対し、健全で安らかな在宅生活を送るために日常生活用具の給付やホームヘルプサービス、訪問看護など保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。 ・デイサービスセンターや在宅介護支援センター、リハビリテーション施設などの福祉施設サービスの充実に努めます。 ●施設整備とネットワーク 特別養護老人ホームや老人保健施設など介護施設の整備促進と、近隣の支え合いのネットワークの充実に努めます。 ●介護に関わるマンパワーの養成・確保 高齢者介護や障害者介護に関わるホームヘルパーやボランティア確保のため研修等による人材の養成と資質の向上を図ります。 ●住宅環境の整備 高齢者や障害者が安心して暮らせるシルバーハウジングなど公営住宅の整備とハートビル法などの設計指針に基づくバリアフリー住宅の促進を図ります。 ●住宅整備の支援 高齢者や障害者が日常生活の利便性を向上するため、バリアフリー住宅等の増改築及び改修を必要とする場合の資金融資の支援や相談に努めます。 ●相談体制の充実 高齢者や障害者、家族の悩みなどに対応するため、関係部署及び各種相談機関と連携を図り相談窓口の充実に努めます。 	<p>日常生活に支障のある高齢者・障害者（児）</p> <p>日常生活に支障のある高齢者</p> <p>ホームヘルパー・介護者をめざす男女 高齢者・障害者</p> <p>住宅整備を希望する市民</p> <p>相談を必要とする高齢者・障害者</p>	<p>社会福祉課 介護保険課 関係課</p> <p>介護保険課</p> <p>介護保険課</p> <p>建築課</p> <p>建築課</p> <p>介護保険課 社会福祉課</p>

基本目標Ⅳ 女性や子どもへの暴力のない社会をめざして

【現状と課題】

女性に対する暴力は、女性の基本的人権を脅かすものとして、平成5年に国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されたのに続き、平成7年には第4回世界女性会議で性暴力、性の商品化、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等は、肉体的、精神的、性的に女性の自由を侵害し、生命に影響を及ぼす行為として明確に位置づけられました。

ドメスティック・バイオレンスは身近な男性による女性に対する暴力を意味しますが、肉体的暴力だけでなく性的暴力、言葉による暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力も含まれ、一般にそれが犯罪行為であると認識されづらく、潜在化、日常化する傾向にあります。ドメスティック・バイオレンスに対する市民の意識・関心を高めるとともに、これは犯罪であるという認識を育て、女性の人権が護られる施策の展開が急がれます。また、表面化しづらく増加の傾向にある子どもへの暴力や虐待に対しても、ドメスティック・バイオレンスと同様の視点をもった対応策が求められます。

【めざす方向】

女性に対する暴力は最大の人権侵害であるにも関わらず、社会的認識が成熟しておらず、個人的な問題として捉えられ潜在化、日常化する傾向にあり、また、子どもへの暴力・虐待も家庭的な問題として同様の傾向にあることから、実態の把握、相談支援体制の整備・充実、市民に対する啓発活動の促進に努めます。

■ドメスティック・バイオレンス

略称DV。夫や恋人など親しい関係にある男性から、女性が恒常的に受ける暴力・虐待を指す言葉。他に子どもへの暴力、高齢者虐待も含まれます。

■シェルター

暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所のことで、女性に対し、居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなど女性に対する支援を行っています。

【施策の方向と内容】

① 相談・支援体制の確立

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●情報収集と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 道立女性相談援助センターや民間団体との連携を図り、情報収集に努め情報を提供します。 道立女性相談援助センターを始め関係機関や民間団体とのネットワーク化を図り、女性が保護を必要とした時に緊急の避難や相談に対応できるよう、保護施設などの情報の取得に努めます。 	市民及び保護を必要とする女性	企画調整課 児童家庭課 教育部管理課
<p>●相談員等の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴力に関する相談は専門性を必要とすることから、カウンセラー等専門家の配置を展望しその養成を図ります。 婦人相談員の研修などの充実により専門性の向上に努めます。 	カウンセラー 婦人相談員	児童家庭課 教育部管理課
<p>●シェルター設置</p> <p>シェルター設置に関して、民間団体と協議を進めます。</p>	保護を必要とする女性	児童家庭課
<p>●相談窓口の周知</p> <p>ストーカー行為、ドメスティック・バイオレンス、子どもの虐待などに対する相談窓口や電話相談の所在等について周知するよう努めます。</p>	市民	企画調整課 児童家庭課

② 女性や子どもに対する暴力をなくす啓発の推進

事業の内容	施策対象者	所管
<p>●暴力に関する調査及び啓発</p> <p>女性や子どもを始めとする全ての暴力に関する実態を把握し、性暴力・性犯罪に対する社会的関心をうながす啓発に努めます。</p>	市民	企画調整課 関係課
<p>●暴力をなくす啓発の推進</p> <p>ドメスティック・バイオレンスに対する市民の意識・関心を高めるようセミナーを開催したり冊子を作るなどの啓発活動に努めます。</p>	市民	企画調整課 社会教育課

第4章

プランの推進

■ 第4章 プランの推進

1. 庁内における推進

「網走市男女共同参画プラン」を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係部局が連携・協力して全庁的に取り組みます。

庁内の相互調整を行う体制を整備し、また、職場研修などあらゆる機会を通じて職員の認識を高めていきます。

2. 市民による推進

プランの推進にあたっては、行政ばかりでなく広く市民、民間団体、企業の理解と協力が必要です。

このプランは、網走市全体で取り組むべき課題について共通理解がもてるよう、あらゆる場において、広報や啓発などを通して情報を提供して、行政と市民、民間団体、企業が連携を保ちながらプランの効果的な推進に努めていきます。

また、市民の関係団体からなる「網走市男女共同参画プラン推進会議」を組織して、プランの評価や見直しに関する意見を反映させるなど、官民一体となった推進を図ります。

3. 国・北海道との連携

プランの推進にあたり、法律や諸制度の整備・改善などの情報収集を行い、国・北海道との連携により市の施策がより効果的に展開されるよう努め、情報の市民への提供及び啓発の充実を図ります。

4. プランの推進管理

プランを効果的に実施していくためには、施策結果の実績、効果を点検・評価して次年度に反映させていくことが必要です。行政と「網走市男女共同参画プラン推進会議」との連携により、施策の結果を客観的に判断し、現状や問題点を話し合い、見直しや進捗状況を定期的に点検・評価した推進管理を行います。

プランの推進体系

男女共同参画プラン

推進会議の役割

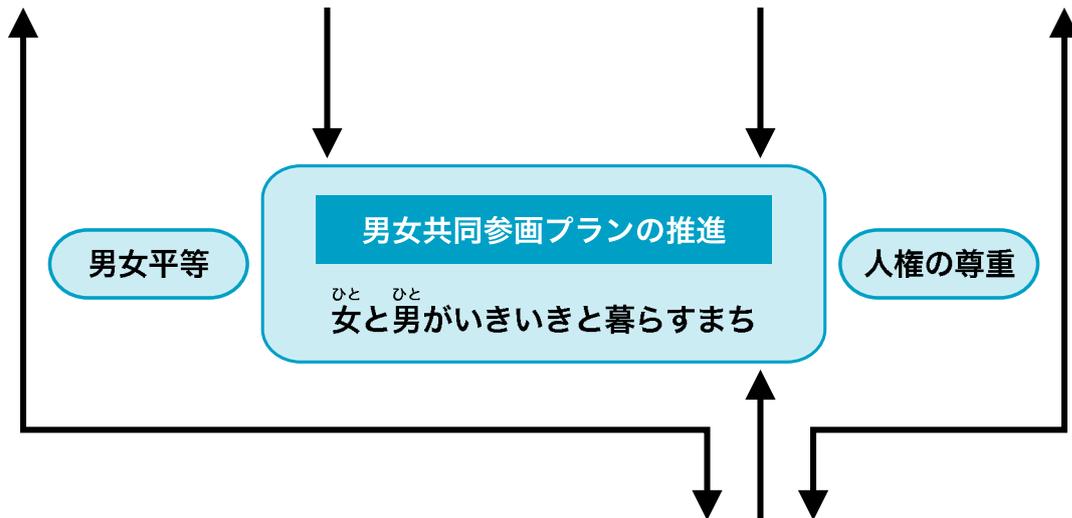
(公募を含む市民で構成)

- 行政と一体となって「男女共同参画プラン」の推進及び進捗状況の管理（評価）を行う



市民・民間団体・企業等の役割

- プランを主体的に推進する
- 意識啓発、プラン理解、意見の反映、フォーラム等への参画
- 女性リーダー、審議会委員、学習等への積極的参画
- 進捗状況管理（評価）への参画



国、道、他の自治体、 関係機関等との連携



行政の役割

- 市民と一体となって「男女共同参画プラン」の推進及び進捗状況の管理（評価）を行う
- 男女共同参画プラン推進委員会（企画総務部長を委員長に関係部課長で構成）
- 男女共同参画プラン研究会（推進委員会の下部組織として職員で構成）
- 企画調整課（推進状況の把握、推進における相互調整）

